

個人情報取扱事務登録簿の登録事項一覧

No.	登録課名	取扱事務の名称	取扱事務の目的	個人情報を収集する対象者の範囲	記録項目（※2）				
					基本的事項	家庭生活	社会生活	経済活動	要配慮個人情報
1	健康課	下呂市健康づくり推進協議会に関する事務	協議会の運営に当たり、委員の住所、氏名、電話番号等の連絡先を把握する必要があるため。	協議会委員	■	□	■	□	□
2	健康課	下呂市営墓地に関する事務	下呂市営墓地（船渡霊苑及び初矢霊苑）の使用の許可に伴う許可事務について、墓地台帳の管理と使用者の本籍・住所・氏名に関する情報を把握する必要があるため。	市営墓地使用者	■	□	□	□	□
3	医療対策課	休日診療所管理運営事務	休日における急病患者に対して応急医療を行い、各種保健機関等に診療報酬を請求し、徴収するため。	休日診療所の受診者、業務従事者	■	□	□	□	■
4	健康課	精神保健に関する事務	精神障害者等及び親族の個人情報を把握して医療及び保護と社会復帰の支援を行うとともに、精神的健康の増進に努めるため。	本人、本人の家族（要配慮個人情報は本人のみ）	■	■	■	■	■
5	医療対策課	看護師等修学資金制度に関する事務	市が設置した公的医療機関での一定期間の勤務を返還免除の条件とし、修学資金を貸与することで看護師等確保を図るため。	被貸与者及び連帯保証人	■	■	■	■	□
6	健康課	食生活改善に関する事務	健康づくりの一環として、栄養教室や下呂市食育サポーターによる食育の推進、健康づくりに関する知識の啓発普及活動を行うに当たり、下呂市食育サポーターや行事参加者の住所・氏名等の連絡先を把握する必要があるため。	下呂市食育サポーター、栄養教室受講者	■	□	■	□	□
7	健康課	下呂市口腔保健協議会に関する事務	協議会の総会や8020運動等の表彰式の開催に伴い、会員と被表彰者の住所・氏名・電話番号等の連絡先、8020運動被表彰者の歯科検診結果を把握する必要があるため。	協議会会員、8020運動表彰者、親子のよい歯コンクール表彰者	■	□	■	□	■
8	健康課	畜犬登録及び狂犬病予防接種業務に関する事務	狂犬病予防法に基づき市へ登録された畜犬の狂犬病予防とまん延防止を図るため、飼い主の住所・氏名・電話番号を把握して予防接種を勧奨する必要があるため。	畜犬の飼い主	■	□	□	□	□

- ※1 「■」は当該事項に該当することを、「□」は当該事項に該当しないことを示します。
- ※2 記録項目の各項目における内容は市ホームページで確認することができます。
- ※3 この一覧はあくまで概要です。登録内容の詳細は担当課もしくは総務課までお問い合わせください。

個人情報取扱事務登録簿の登録事項一覧

No.	登録課名	取扱事務の名称	取扱事務の目的	個人情報を収集する対象者の範囲	記録項目(※2)				
					基本的事項	家庭生活	社会生活	経済活動	要配慮個人情報
9	医療対策課	病院・診療所許可に関する事務	医療法に基づいて、病院及び診療所の開設、変更、使用等の許可を行うため。	申請者、従業者	■	□	■	□	■
10	健康課	墓地埋葬に関する事務	墓地・納骨堂・火葬場の経営の許可、区域変更、廃止に伴う許可事務について、墓地台帳の管理と申請者の住所・氏名・所有する土地に関する情報・親族等を把握する必要があるため。	所有者、管理者	■	□	□	□	□
11	健康医療課	表彰に関する事務	公衆衛生等の功労者を表彰するため。	被表彰者	■	□	■	□	■
12	健康課	健康教育に関する事務	生活習慣の改善や栄養の改善に関する教育を行うことに伴い、個人の住所・氏名・相談記録等を保管する必要があるため。	健康診断等の結果、健康教育の必要な者及び申し出をした者	■	■	■	□	■
13	健康課	健康相談に関する事務	生活習慣の改善や栄養の改善に関する相談を行うことに伴い、個人の住所・氏名・相談記録等を保管する必要があるため。	健康に関する相談者	■	■	■	□	■
14	健康課	がん検診等に関する事務	生活習慣病の予防、諸疾病の早期発見及び早期治療等を目的に健康診査を実施し、その結果により保健指導を行うため、対象者の住所・氏名等に加え、受診者の健康状態・検診結果を管理する必要があるため。	中学校3年生以上の年齢の者	■	■	□	□	■
15	健康課	予防接種に関する事務	伝染の恐れがある疾病の発生及びまん延を予防するため予防接種法に基づき、対象者への案内、接種後の事務を行うため。	予防接種対象者及び予防接種者	■	■	□	□	■
16	健康課	母子保健に関する事務	母性・乳児・幼児の住所・氏名・健康状態などを把握して健康の保持及び増進を図るため、保健指導・健康診査・医務その他の措置を講ずるため。	保健指導等を要する妊婦、産婦、児童(小学生まで)	■	■	■	■	■

- ※1 「■」は当該事項に該当することを、「□」は当該事項に該当しないことを示します。
- ※2 記録項目の各項目における内容は市ホームページで確認することができます。
- ※3 この一覧はあくまで概要です。登録内容の詳細は担当課もしくは総務課までお問い合わせください。

個人情報取扱事務登録簿の登録事項一覧

No.	登録課名	取扱事務の名称	取扱事務の目的	個人情報を収集する対象者の範囲	記録項目（※2）				
					基本的事項	家庭生活	社会生活	経済活動	要配慮個人情報
17	健康課	産後ケア事業に関する事務	産後ケア事業利用申請者の情報を管理するため。	申請者、新生児	■	■	□	■	■
18	健康課	妊婦歯科検診費の助成に関する事務	妊婦の歯科検診結果を管理するため。	申請者	■	□	□	□	■
19	健康課	母乳育児相談費用の助成に関する事務	母乳育児相談費用の助成に必要な申請者の情報を管理するため。	申請者	■	□	□	□	□
20	健康課	骨髄ドナー提供者への通院費用等の助成に関する事務	通院費用等の助成に必要な申請者の情報を管理するため。	申請者	■	□	■	□	□
21	健康課	がん患者医療用ウィッグ購入費助成事業に関する事務	医療用ウィッグ購入費の助成に必要な申請者の情報を管理するため。	申請者、申請者の保護者（申請者が未成年の場合）	■	□	□	□	■
22	医療対策課	中原診療所管理運営事務	診療及び診療報酬請求等に必要な患者の保険者情報や診療録等を管理するため。	業務従事者	■	□	□	□	■
23	小坂診療所管理課	診療録に関する事務	医療保険における診療業務を行った者に対する情報管理のため。	受診者（下呂市立小坂診療所）	■	■	■	□	■
24	小坂診療所管理課	介護録に関する事務	介護保険における診療業務を行った者に対する情報管理のため。	施設利用者（下呂市立小坂診療所）（下呂市小坂老人保健施設）	■	■	□	□	■

- ※1 「■」は当該事項に該当することを、「□」は当該事項に該当しないことを示します。
- ※2 記録項目の各項目における内容は市ホームページで確認することができます。
- ※3 この一覧はあくまで概要です。登録内容の詳細は担当課もしくは総務課までお問い合わせください。

個人情報取扱事務登録簿の登録事項一覧

No.	登録課名	取扱事務の名称	取扱事務の目的	個人情報を収集する対象者の範囲	記録項目(※2)				
					基本的事項	家庭生活	社会生活	経済活動	要配慮個人情報
25	小坂診療所管理課	予防接種者情報管理事務	全ての予防接種者に対して、その状況の適正な管理を行うため。 (インフルエンザ [※] 接種者情報含)	予防接種者	■	□	□	□	■
26	小坂診療所管理課	健康診断受診者情報管理	各種保険別健康診断(私費健康診断・ドック含む)の適正な情報管理を行うため。	健康診断受診者・各保険者担当・希望企業責任者	■	□	■	□	■
27	小坂診療所管理課	老健・介護医療院入所利用受付業務・相談援助業務	介護サービス利用者の相談援助・施設利用受付管理のため。	要介護者及びその家族・一般市民	■	■	■	■	■
28	市民サービス課	死体・死胎埋火葬、動物炉使用許可証発行、改葬許可証発行事務	死体・死胎・動物を葬るための火葬許可証の発行のため。	下呂市に本籍・住所をおく者、下呂市で戸籍の届け出をする者	■	■	□	□	□
29	市民サービス課	国民健康保険特定健診事務	下呂市国民健康保険加入者の特定健診にかかる事務を行うため。	下呂市国民健康保険加入者	■	■	□	□	■
30	市民サービス課	臨時運行許可に関する事務	臨時運行許可証の交付のため。	臨時運行許可申請書	■	□	□	□	□
31	市民サービス課	公的個人認証に関する事務	地方公共団体情報システム機構に対する電子証明書発行申請のため。	下呂市が備える住民基本台帳に記録されている者	■	□	□	□	□
32	市民サービス課	旅券に関する事務	旅券の申請受付及び交付を行うため。	旅券の申請者	■	■	□	□	■

- ※1 「■」は当該事項に該当することを、「□」は当該事項に該当しないことを示します。
- ※2 記録項目の各項目における内容は市ホームページで確認することができます。
- ※3 この一覧はあくまで概要です。登録内容の詳細は担当課もしくは総務課までお問い合わせください。

個人情報取扱事務登録簿の登録事項一覧

No.	登録課名	取扱事務の名称	取扱事務の目的	個人情報を収集する対象者の範囲	記録項目(※2)				
					基本的事項	家庭生活	社会生活	経済活動	要配慮個人情報
33	市民サービス課	特別永住者に関する事務	特別永住者の各種届出を処理するため。	下呂市に住所を有する特別永住者	■	□	□	□	□
34	市民サービス課	個人番号カードに関する事務	個人番号カードの交付等を行うため。	下呂市が備える住民基本台帳に記録されている者	■	□	□	□	□
35	市民サービス課	戸籍に関する事務	出生から死亡に至るまでの身分関係を、公文書として登録し公証することで、日本国民の権利と身分を保護するため。	下呂市に本籍をおく者、下呂市で戸籍の届け出をする者	■	■	■	□	■
36	市民サービス課	住民基本台帳に関する事務	住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務を行うため。	下呂市に住所を有する者	■	■	□	□	■
37	市民サービス課	後期高齢者医療保険に関する事務	後期高齢者医療制度加入者の資格管理、保険料の賦課徴収、各種給付(療養費等)の申請受付及び健診事業を行うため。	下呂市に住所を有する者、または住所地特例により制度に加入する者及び同一世帯に属する者	■	■	□	■	■
38	市民サービス課	犯歴に関する事務	犯罪者名簿の調製管理のため。	犯歴を有する者	■	□	□	□	■
39	市民サービス課	成年被後見人(禁治産者)名簿・準禁治産者名簿に関する事務	成年被後見人(禁治産者)・準禁治産者名簿の調製管理のため。	成年被後見人	■	■	□	□	■
40	市民サービス課	児童扶養手当支給に関する事務	児童扶養手当支給対象者において制度の該当となる方に、適切な手当の給付を行うため。	児童扶養手当の申請者及び対象児童、申請者の配偶者・同居者、対象児童の同居者	■	■	■	■	■

- ※1 「■」は当該事項に該当することを、「□」は当該事項に該当しないことを示します。
- ※2 記録項目の各項目における内容は市ホームページで確認することができます。
- ※3 この一覧はあくまで概要です。登録内容の詳細は担当課もしくは総務課までお問い合わせください。

個人情報取扱事務登録簿の登録事項一覧

No.	登録課名	取扱事務の名称	取扱事務の目的	個人情報を収集する対象者の範囲	記録項目(※2)				
					基本的事項	家庭生活	社会生活	経済活動	要配慮個人情報
41	市民サービス課	福祉医療支給に関する事務	福祉医療支給対象者において制度の該当となる方に適切な医療費の給付を行うため。	受給者及び受給資格者、同居者、扶養義務者	■	■	□	■	■
42	市民サービス課	国民年金に関する事務	国民年金の資格にかかる届出や年金受給の裁定その他給付にかかる申請等の受付のため。	下呂市に居住する国民年金の被保険者、年金請求者	■	■	■	■	■
43	市民サービス課	後期高齢者医療資格管理に関する事務	後期高齢者医療制度の対象者にかかる資格管理(新規取得・異動・喪失)を行うため。	下呂市に住所を有する者、または住所地特例により制度に加入する者	■	■	■	■	■
44	市民サービス課	国民健康保険資格管理に関する事務	国民健康保険資格取得・喪失等の資格異動情報の管理及び被保険者証等の交付のため。	下呂市国民健康保険の資格異動対象者(被保険者及び世帯主)	■	■	■	■	□
45	市民サービス課	児童手当支給に関する事務	児童手当支給対象者において制度の該当となる方に適切な手当の給付を行うため。	下呂市に住所を有し当該制度に該当する者、もしくは候補となる者、配偶者 対象児童	■	■	■	■	□
46	市民サービス課	国民健康保険の給付に関する事務	国民健康保険制度に加入者の各種療養費、各種給付等にかかる事務を行うため。	下呂市国民健康保険加入者(擬主含む)	■	■	□	■	■
47	市民サービス課	印鑑登録に関する事務	印鑑の登録及び証明発行を行うため。	下呂市住民で印鑑登録を受けようとする者、登録した者	■	□	□	□	□
48	市民サービス課	破産者名簿に関する事務	破産者名簿の調製管理のため。	破産者	■	■	□	□	■

- ※1 「■」は当該事項に該当することを、「□」は当該事項に該当しないことを示します。
- ※2 記録項目の各項目における内容は市ホームページで確認することができます。
- ※3 この一覧はあくまで概要です。登録内容の詳細は担当課もしくは総務課までお問い合わせください。

個人情報取扱事務登録簿の登録事項一覧

No.	登録課名	取扱事務の名称	取扱事務の目的	個人情報を収集する対象者の範囲	記録項目(※2)				
					基本的事項	家庭生活	社会生活	経済活動	要配慮個人情報
49	市民サービス課	国民健康保険事務(第三者行為)	国民健康保険制度における第三者行為を把握するため	救急搬送された方のうち、下呂市国保の被保険者	■	■	□	□	□
50	市民サービス課	未婚の児童扶養手当受給者に対する給付金支給事業に関する事務	「下呂市未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事業実施要綱」に基づく給付金の支給を行うため。	支給対象者(申請者)	■	■	□	■	□
51	健康課	生殖補助医療通院交通費助成に関する事務	生殖補助医療の治療にかかる交通費の助成に必要な申請者の情報を管理するため。	申請者、配偶者	■	■	□	□	■
52	医療対策課	岐阜県医学生修学資金地域医療コースに関する事務	岐阜県が行う医学生修学資金制度において、下呂市が推薦した医学生に係る修学資金の一部を市が負担することで、返還免除の条件として一定期間市が指定する医療機関で勤務することが義務付けられ、将来的な医師確保に繋げるため。	被貸与者、扶養義務者	■	■	■	□	□
53	健康課	クアオルト健康ウォーキング事業に関する事務	市民の健康づくりのひとつとして事業を実施するにあたり下記について個人情報を取り扱う必要があるため。○クアオルト推進協議会委員の住所、氏名、電話番号等○実践指導者の住所、氏名、生年月日、性別、電話番号、学歴、職歴、免許・資格、健康状態等○事業	協議会委員、実践指導者、事業参加者	■	□	■	□	■
54	健康課	低所得妊婦に対する初回産科受診料支援事業に関する業務	低所得妊婦の初回産科受診にかかる費用の助成に必要な申請者の情報を管理するため	申請者、申請者と生計を同一とする者	■	■	□	■	■
55	健康課	乳児超音波検査事業に関する業務	乳児超音波検査事業に必要な情報を管理するため	保護者、新生児	■	□	□	□	■
56	医療対策課	地域医療セミナー実施に関する事務	セミナー参加者に必要な情報を管理するため	参加者	■	□	■	□	□

- ※1 「■」は当該事項に該当することを、「□」は当該事項に該当しないことを示します。
- ※2 記録項目の各項目における内容は市ホームページで確認することができます。
- ※3 この一覧はあくまで概要です。登録内容の詳細は担当課もしくは総務課までお問い合わせください。

個人情報取扱事務登録簿の登録事項一覧

No.	登録課名	取扱事務の名称	取扱事務の目的	個人情報を収集する対象者の範囲	記録項目（※2）				
					基本的事項	家庭生活	社会生活	経済活動	要配慮個人情報
57	健康課	所有者不明猫保護等実施団体への助成に関する事務	所有者不明猫保護等実施団体への助成に関する情報を管理するため	不明猫保護等実施団体	■	□	□	■	□
58	医療対策課	看護師等就職支援奨励金交付に関する業務	奨励金交付に必要な申請者の情報を管理するため	申請者	■	□	■	□	□
59	健康課	妊婦の交通費助成支援に関する事務	妊婦の交通費助成支援に関する事務に必要な情報を管理するため	申請者	■	□	□	□	□
60	健康課	クアオルト医療連携事業に関する事務	クアオルト医療連携事業に関する情報を管理するため	申請者	■	□	□	□	□
61	健康課	ママ・サポート119に関する事務	利用登録者に関する情報を管理するため	登録者	■	□	□	□	□
62	市民サービス課	戸籍の振り仮名の記載に関する事務	戸籍に記載される振り仮名を収集・管理するため。	下呂市に本籍をおく者、下呂市の住民で、下呂市に届出をする者	■	□	□	□	□
63	市民サービス課	戸籍の附票に関する事務	住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務を行うため。	下呂市に本籍を有する者	■	□	□	□	□
64	金山病院事務局事務課	健康診断受診者情報管理事務	各種保険別健康診断（私費健康診断・ドック含む）の適正な情報管理を行うため。	健康診断受診者・各保険者担当・希望企業責任者	■	□	■	□	■

- ※1 「■」は当該事項に該当することを、「□」は当該事項に該当しないことを示します。
- ※2 記録項目の各項目における内容は市ホームページで確認することができます。
- ※3 この一覧はあくまで概要です。登録内容の詳細は担当課もしくは総務課までお問い合わせください。

個人情報取扱事務登録簿の登録事項一覧

No.	登録課名	取扱事務の名称	取扱事務の目的	個人情報を収集する対象者の範囲	記録項目（※2）				
					基本的事項	家庭生活	社会生活	経済活動	要配慮個人情報
65	金山病院事務局事務課	診療録に関する事務	医療・介護保険における診療業務を行った者に対しての情報管理のため。	受診者	■	■	□	□	■
66	金山病院事務局事務課	経営強化プラン評価委員会に係る事務	経営強化プランの内容評価を行うため、委員会に出役される委員の住所、氏名、連絡先を把握する必要があるため。	策定委員会委員及び評価委員	■	□	■	□	□
67					□	□	□	□	□
68					□	□	□	□	□
69					□	□	□	□	□
70					□	□	□	□	□
71					□	□	□	□	□
72					□	□	□	□	□

- ※1 「■」は当該事項に該当することを、「□」は当該事項に該当しないことを示します。
- ※2 記録項目の各項目における内容は市ホームページで確認することができます。
- ※3 この一覧はあくまで概要です。登録内容の詳細は担当課もしくは総務課までお問い合わせください。